

県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等（平成20年岩手県告示第791号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等の規定は、令和3年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出について適用する。

令和3年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後				
<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第6条第1項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に並び、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。</p> <p>ア 土木工事</p> <table border="1" data-bbox="193 954 772 1003"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工若しくは1級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「<u>農業土木</u>」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「<u>農業土木</u>」、「森林土木」若しくは「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。</p> <p>[略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 電気設備工事</p> <table border="1" data-bbox="193 1912 772 1962"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第6条第1項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に並び、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。</p> <p>ア 土木工事</p> <table border="1" data-bbox="879 954 1458 1003"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工若しくは1級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「<u>農業農村工学</u>」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「<u>農業農村工学</u>」、「森林土木」若しくは「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。</p> <p>[略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 電気設備工事</p> <table border="1" data-bbox="879 1912 1458 1962"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]
[略]					

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）による登録電気工事基幹技能者講習を修了した者をいう。

エ 管設備工事

[略]

備考

1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第4項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者、建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事若しくはこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録電気工事基幹技能者講習を修了した者をいう。

エ 管設備工事

[略]

備考

1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格

した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」若しくは「熱工学」とするもの又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第1条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令をいう。）に規定する配管とするものにあ

した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「流体機器」若しくは「熱・動力エネルギー機器」とするもの又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第1条の規定による改正

っては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者、水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録配管基幹技能者講習、登録ダクト基幹技能者講習若しくは登録冷凍空調基幹技能者講習を修了した者をいう。

オ [略]

(7)・(8) [略]

2 競争入札参加資格の審査の方法

競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。

(1) [略]

(2) 技術等評価点数

ア～タ [略]

チ 土木CPDS登録技術者、建築CPD登録技術者及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者の数

ツ～ヌ [略]

3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令をいう。）に規定する配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者、水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者、登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録配管基幹技能者講習、登録ダクト基幹技能者講習若しくは登録冷凍空調基幹技能者講習を修了した者をいう。

オ [略]

(7)・(8) [略]

2 競争入札参加資格の審査の方法

競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。

(1) [略]

(2) 技術等評価点数

ア～タ [略]

チ 土木CPDS登録技術者、建築CPD登録技術者及び建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者の数

ツ～ヌ [略]

3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1)・(2) [略]

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に、提出書類を直接持参することにより提出すること。

(4) [略]

(1)・(2) [略]

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）に提出書類を直接持参することにより、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に提出書類を郵送により、それぞれ提出すること。

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。